

## 福井県大阪事務所 観光・物産案内等業務に係る労働者派遣契約書

福井県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙がその雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）に基づき甲に派遣するに当たり、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 乙は、次のとおり、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲は派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

- （1）業務名 福井県大阪事務所 観光・物産案内等に係る労働者派遣業務
- （2）業務内容 別紙仕様書のとおり
- （3）契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- （4）派遣期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- （5）契約金額 1人1時間あたり金〇、〇〇〇円

### （総則）

第2条 甲および乙は、派遣および派遣受入れにあたり、労働者派遣法その他関係諸法令を遵守する。

### （契約保証金）

第3条 契約保証金は、金〇〇〇〇〇〇円とする。

（福井県財務規則第172条の規定に該当する場合は免除とすることができる）

### （業務の実施方法）

第4条 乙は、仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

### （派遣労働者の通知）

第5条 乙は、甲に労働者派遣を行う都度、本契約および労働者派遣法の定めに基づき派遣労働者の氏名、従事する業務内容、就業場所、就業時間その他の必要な事項について、書面により事前に甲に通知するものとする。通知した内容に変更を生じたときは同様とする。

### （派遣料金）

第6条 甲は、派遣の役務の対価として、乙に対して第1条（5）に定めた派遣料金を支払う。

2 派遣料金は、月額で支払うものとし、契約金額（次項に定める実働時間がある場合は、次項の規定に基づき算出した金額）に当該月の派遣労働者ごとに集計した実働時間を乗じて得た額の合計額に、消費税および地方消費税の額として100分の10を乗じて得た額とする。この場合において、実働時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは切り上げ、30分未満のときは切り捨てる。

3 次の各号に定める実働時間がある場合、当該実働時間にかかる派遣労働者1人1時間あたりの単価は、契約金額にそれぞれの区分に定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(1) 1日の実労働時間が7時間45分を超える場合 100分の125

(2) 休日に勤務した場合 100分の135

(3) 深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務した場合は、第1号中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、第2号中「100分の135」とあるのは「100分の160」とする。

(4) 第1号の実働時間および第2号の実働時間(日曜日を除く。)の実働時間が1か月について60時間を超える場合は、第1号中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、第2号中「100分の135」とあるのは「100分の150」と、第3号中「100分の150」とあるのは「100分の175」、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

4 派遣料金には、乙がこの契約を履行するために必要な通勤手当、労働保険および社会保険料、諸経費を含むものとする。また、乙は、甲が受け入れる派遣労働者の保険加入状況を確認できるよう、当該派遣労働者の労働保険および社会保険への加入を証明するもの(被保険者証の写し等)を甲に提出する。

#### (実績報告)

第7条 乙は、毎月の派遣業務が終了したときは、速やかに実績報告書を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

#### (派遣料金の支払い)

第8条 乙は、前条の規定による甲の履行確認を得た後、甲に対して1か月ごとに派遣料金の支払を請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に派遣料金を支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに派遣料金を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第10条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託に係る契約予定金額および再委託の契約期間を記載した「再委託承認申請

書」を提出しなければならない。

3 乙は、甲に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

(出張)

第11条 甲は、必要なときは、派遣労働者に対し、出張を命じることができる。

2 甲は、派遣労働者が出張に要した交通費等について、福井県一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和25年福井県条例第46号）および同施行規則（昭和29年福井県人事委員会規則第1号）の規定に基づき算定した額を乙に支払う。

3 乙は、前項の規定による交通費等を甲に請求する場合は、甲が別途定める出張に関する実績報告書を甲に提出し、甲の履行確認を受け、甲に請求するものとする。

(責任者の選任)

第12条 甲は、労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者を選任し、同条各号に掲げる事項を行わせなければならない。

2 乙は、労働者派遣法第36条に規定する派遣元責任者を選任し、同条各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(指揮命令者)

第13条 甲は、派遣労働者を直接指揮命令する指揮命令者を選任し、指揮命令者は派遣業務の遂行について本契約に定める事項を遵守して派遣労働者を指揮命令しなければならない。

(苦情処理)

第14条 甲および乙は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を定めるとともに、速やかにその内容を甲または乙に通知し、甲および乙の密接な連携の下に、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(責任者等の変更)

第15条 甲は、派遣先責任者または指揮命令者および派遣労働者から苦情の申出を受ける者を変更する場合は、乙に事前に通知するものとし、甲は、業務管理に支障が生じないよう、これらの者の引継ぎを徹底するものとする。

2 乙は、派遣元責任者を変更する場合には、甲に事前に通知するものとする。

(派遣労働者の交替)

第16条 派遣労働者が就業するにあたり、遵守すべき甲の業務処理方法、就業規則等に従わない場合、または業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者の交替を求めることができる。

(甲の契約解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の締結または履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

#### (違約金等)

第18条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として契約期間全期間分の派遣料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した時は、甲はその超過額を請求することができる。

#### (損害賠償請求権)

第19条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

- 2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。
- 3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認める場合は、甲はこれを請求しない。
- 4 委託業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

#### (派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置)

第20条 甲は、甲に起因する事由により、契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合は、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行い、この合意を得なければならない。

- 2 甲および乙は、前項の規定により契約の解除を行った場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。
- 3 甲は、甲に起因する事由により、契約期間が満了する前に本契約の解除を行った場合であつて、前項の規定による派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときは、少なくとも本契約の解除に伴い乙が派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならない。この場合における賠償の額は、乙が派遣労働者を休業させる場合は本契約の残余期間を勘案し休業手当に相当する額以上とし、乙がやむを得ない事由により派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかつたことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは解雇の日の30日前の日から予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上とする。ただし、甲および乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲および乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮するものとする。
- 4 甲は、契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合であつて、乙から請求があ

ったときは、その理由を乙に対し明らかにするものとする。

(乙による労働者派遣の停止)

第21条 乙は、次の各号の事由が生じたときは、労働者派遣を停止することができる。この場合、乙は甲に対して、事前に労働者派遣を停止する理由、派遣を停止する日およびその期間を通知するものとする。

- (1) 甲が派遣料金の支払いを遅滞したとき。
- (2) 甲が本契約の各条項に著しく信義に反して違背したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲の責めに帰すべき事由により乙の派遣業務に著しい支障を来し、またはそのおそれがあるとき。

2 甲は、前項の規定による労働者派遣の停止を理由として、乙に対して派遣料金の支払いを拒み、または損害賠償の請求をすることはできない。

(乙の契約解除権)

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の変更に伴い、仕様書に定める派遣時間数が3分の2以上減少したとき、または派遣業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。
  - (2) 甲が契約に違反し、その違反によって派遣業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(契約終了時の派遣業務引継、移行支援等)

第23条 契約の全部もしくは一部を解除、または契約期間が終了した場合には、乙は当該派遣業務を甲が継続して遂行できるように必要な措置を講ずるか、または他者に移行する作業を支援しなければならない。

2 前項に規定する必要な措置または支援の具体的な内容については、甲乙協議の上定める。

(遅延利息)

第24条 甲は、甲があらかじめ了承した場合を除き、乙の責めに帰すべき事由により契約期間内において労働者を派遣できない場合は、その日数に応じ、契約の未履行部分に相当する派遣料金につき、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(情報保持)

第25条 乙および派遣労働者は、派遣業務の遂行により知り得た情報（以下「業務情報」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

2 乙は、派遣労働者に対して就業中および退職後において、業務情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他業務情報の漏えい防止に必要な事項を周知するものとする。

(情報セキュリティの確保)

第26条 乙は、派遣業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、派遣業務終了後および解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第27条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守しなければならない。

2 乙および派遣労働者は、個人情報の取扱に関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第28条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第29条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙両者記名捺印の上、各一通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

なお、本契約は令和8年度当初予算の発行によって給付を受けるものである。

令和8年〇月〇日

甲 大阪府大阪市中央区瓦町2丁目2番14号  
福井県大阪事務所  
所長 橋本 直之

乙